

2産第 102号
令和2年4月1日

ふくしま産業復興企業立地補助金
交付済企業 御担当者 様

福島県商工労働部企業立地課長
(公印省略)

補助対象設備のレイアウト変更に係る取扱いの変更について

日頃、本県の産業振興に御理解、御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、補助対象資産につきまして適正な管理をお願いしているところですが、レイアウト変更（移設）に関しては、企業の事務負担の軽減を図る観点から、財産処分事前相談整理票の提出を不要とする取扱いを下記のとおり定めましたので、お知らせします。

なお、判断に迷う事例の場合は、従来どおり当課への御相談をお願いいたします。

記

レイアウト変更（移設）で次のすべてを満たす場合は、財産処分事前相談整理票の提出を要しないものとする。ただし、補助対象資産の管理上、変更時点におけるレイアウト図（変更前後）を作成、保管するとともに、年に一回、現況調査に併せて県に報告するものとする。

- ア 補助対象資産の非稼働、廃棄がないこと（一部を含む）。
- イ 生産する製品について変更がない（転用でない）こと。
- ウ 交付申請・実績報告時に申請した補助対象事業実施場所内での移設であること。
- エ 補助対象に土地・建物を含む場合、レイアウト変更により補助対象資産に余剰が生じないこと、及び補助対象の建屋内で補助対象外事業を行わないこと。